

国王尚元の、進貢謝恩のため正議大夫鄭憲等を遣わす符文

(二五七二、二、二二)

琉球国中山王尚元、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫鄭憲を遣わし、長史鄭祐等と共に、表箋各一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬二匹・生硫黄五千斤、及び護送の都通事鄭祿等の船内に馬二匹・生硫黄五千斤、共に生硫黄一万斤・共に馬四匹、金結束金起沙魚皮紋紅漆鞞腰刀二把・銀起沙魚皮紋紅漆鞞腰刀二把・鍍金銅結束紅漆鞞腰刀二十把・鍍金銅結束紅漆鞞腰刀一十把・鍍金銅結束紅漆鞞貼金鞞一十把・束香一百斤・蘇木一千三百斤を装載し、京に赴き進貢し謝恩す。仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遲滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 鄭憲 人伴一十名

長史一員 鄭祐 人伴一十名

使者一員 馬羅美 人伴五名

通事一員 紅文綬 人伴二名

存留在船使者一員 華陞 人伴二名

存留在船通事一員 蔡朝傑 人伴二名

護送の小船に坐駕する都通事一員 鄭祿^③ 人伴三名

護送の小船に坐駕する使者一員 柏金 人伴二名

国王附搭の蘇木二千斤

隆慶五年(一五七二)二月二十一日

右の符文は正議大夫鄭憲・通事紅文綬等に付し、此れに准ぜしむ

進貢謝恩等の事の為にす 符文

注* 『明実録』隆慶五年十一月辛巳の条に關連の記事がある。

(1) 銀起沙魚皮紋紅漆鞞腰刀 対応する執照(三一〇六)には

「銀結束銀起沙魚皮」とある。

(2) 蔡朝傑 一五三九―一八七七年。屋良通事。久米村蔡氏(儀間家)

七世(『家譜(二)』二五六頁)。

(3) 鄭祿 生没年不詳。久米村鄭氏(湖城家)八世(『市史宝案抄』一九八頁)。

1-26-05

世子尚永の、進香のため使者毛有倫等を遣わす符文

(一五七四、二、二〇)

琉球国中山王世子尚永、進香の事の為にす。

恭んで大行皇帝の寶天するを聞き、合行に進香すべし。今、特に使者毛有倫を遣わし、香一炷重さ三十五斤を齎捧し、京に赴き

進香せしむ。仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遲滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

使者一員 毛有倫 人伴三名

万曆二年（一五七四）二月二十日

右の符文は進香の使者毛有倫等に付し、此れに准ぜしむ

符文

1-26-06

国王尚永の、進貢のため正議大夫梁灼等を遣わす符文

（一五八三、二、三〇）

琉球国中山王尚（永）、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・通事等の官の梁灼等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢す。仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遲滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 梁灼 人伴一十名

使者一員 尹守徳 人伴五名

通事一員 梁応 人伴三名

存留在船使者一員 馬応竜 人伴二名

存留在船通事一員 林世茂⁽¹⁾ 人伴二名

国王附搭の土夏布二百匹

右の符文は通事梁応等に付し、此れに准ぜしむ

万曆十一年（一五八三）年二月三十日

符文

注* 『明実録』万曆十一年十月庚申の条に關連の記事がある。なお、

本文書以前は、符文の末文の交付先の人名は正使と都通事（または通事）であったが、本文書以降は都通事（または通事）名のみを記す。あるいは符文は通事が保管していたため、実態にあわせた改変か。

(1) 林世茂 生没年不詳。久米村林氏（名喜山家）五世。通事。

渡明は六回におよぶ（『家譜（二）』九二―頁）。

1-26-07

国王尚永の、進貢のため署大夫事都通事梁応等を遣わす符文

（一五八六、九、二二）

琉球国中山王尚（永）、進貢の事の為にす。

今、特に署大夫事都通事梁応等を遣わし、表文一通を齎捧せし